

令和7年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

運営指導における主な指摘事項

地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和8年3月13日～31日

目次

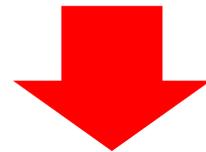
令和7年度運営指導における主な指摘事項

- (1) 従業者の配置① 生活相談員 3ページ
- (2) 従業者の配置② 機能訓練指導員 6ページ
- (3) 通所介護計画の作成① 8ページ
- (4) 通所介護計画の作成② 11ページ
- (5) 通所介護計画の作成③ 14ページ
- (6) サービスの提供の記録 16ページ
- (7) 個別機能訓練加算 18ページ
- (8) 口腔機能向上加算 24ページ
- (9) その他の指摘事項 28ページ

主な指摘事項（1）従業員の配置① 生活相談員

【指導での指摘事項】

生活相談員の配置が基準を満たしていない日があった。
（例：勤務延時間数がサービス提供時間に満たない）



生活相談員の配置は基準を満たしていますか。

主な指摘事項（1）従業員の配置① 生活相談員

【ポイント】

①配置要件 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数

- (例)
- ・サービス提供時間数 8 時間で、生活相談員 2 名が 4 時間ずつ勤務 . . . ○
 - ・サービス提供時間数 8 時間で、生活相談員 1 名が 8 時間勤務 . . . ○

②勤務延時間

生活相談員の確保すべき勤務延時間数に、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間を含めることができる。

利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間 とは・・

- サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
- 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
- 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

活動は、記録しておくこと

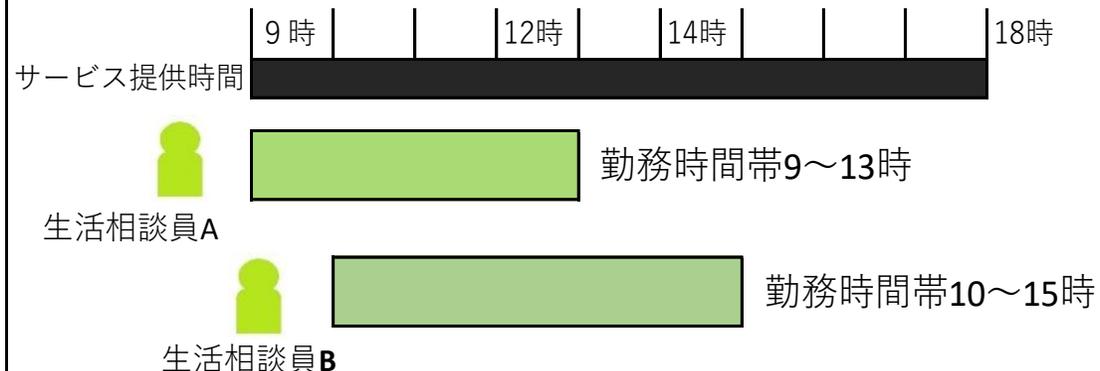
※要注意：送迎に要する時間は、生活相談員の勤務時間に含まれない。

主な指摘事項（1）従業員の配置① 生活相談員

具体例 

〈配置基準を満たす例〉

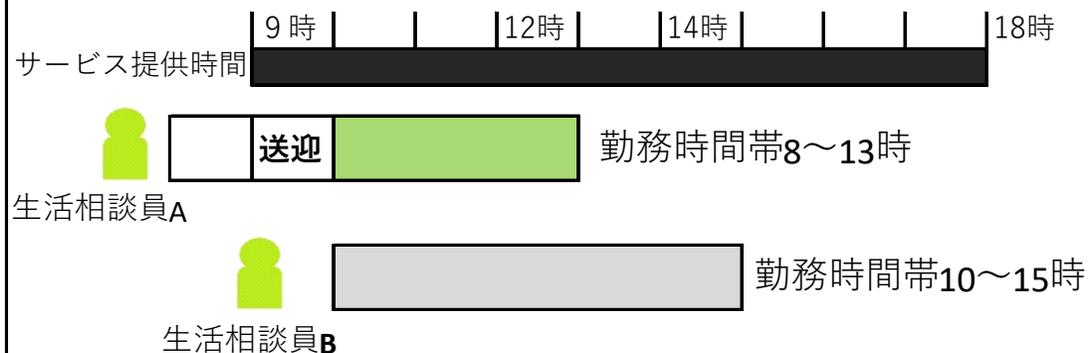
事業所のサービス提供時間 = 9時間



勤務延時間数
4+5=9時間

事業所のサービス提供時間は9～18時の9時間。AとBのサービス提供時間内の勤務時間は9時間以上となっているため可。

〈配置基準を満たさない例〉



勤務延時間数
3+5=8時間

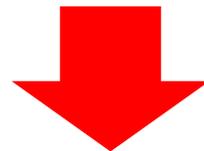
事業所のサービス提供時間は9～18時の9時間。AとBのサービス提供時間内の勤務時間は9時間に満たないため不可。
Aの9時～10時は送迎であり、送迎時間は勤務時間に含まれない。

主な指摘事項（2）従業員の配置② 機能訓練指導員

【指導での指摘事項】

機能訓練指導員を確保できていなかった。
(機能訓練指導員の契約について、以下が確認できなかった)

- ①雇用契約又は派遣契約等であること
- ②管理者の指揮命令下にあること



管理者の指揮命令下にある機能訓練指導員を配置していますか。

主な指摘事項（2）従業員の配置② 機能訓練指導員

今年度の指導では、業務の委託契約を結んだ機能訓練指導員を配置しているという指摘がありました。

以下の表を参考に、適切な配置をしてください。

契約種類	雇用契約	出向・派遣契約	委託契約等
配置基準の可否	可 〔基準を満たす〕	以下の条件のもと、 可 〔基準を満たす〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に<u>管理者の指揮命令に従う旨の記載</u>があること ・ 出向・派遣される従業員が特定できること 	否 〔基準を満たさない〕 ※委託契約等では、 <u>指揮命令下にある</u> ことが確認できない

参照

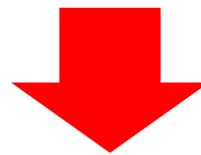
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第三の二の二 3(6)②
- 通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）22福保高介第1607号 平成23年3月10日 問3・問4

主な指摘事項（3）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成①

【運営指導での指摘事項】

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画を作成しているか確認できなかった。



心身状況や希望等を踏まえたうえで、それらを盛り込んだ計画を作成していますか。

主な指摘事項（3）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成①

通所介護では、**利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、**計画を作成する必要があります。

（把握の方法としては、サービス担当者会議等の参加、本人または家族との面談、介護支援専門員との情報共有などが考えられます。）

参照：杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月5日杉並区条例第4号）第59条の6・10、第71条

【指導時に確認した事例】

項目	心身状況等の記録	指摘内容
「入浴」	記載なし、または自宅での入浴困難	←なぜ困難なのかを把握しているか不明
「移動」	一部介助	←具体的な介助内容や残存能力が不明
「利用者の希望」	居宅サービス計画の転記	←通所での希望が不明
「歩行、移動等」	自立	←通所介護計画に機能訓練が位置付けされていた

主な指摘事項（3）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成①

通所介護計画を作成する際に踏まえておくの良い項目

- ・利用者や家族のデイサービスに対する望みや願い
- ・健康状態（既往症、服薬、かかりつけ医、血圧、聴力、視力）
- ・ADL（移動、移乗、歩行、排泄、入浴）
- ・住居環境（段差や設備の有無等、家族との関わり）
- ・認知症状の有無やコミュニケーションの程度
- ・（食事提供のある場合）食事摂取の状況、口腔内の状況

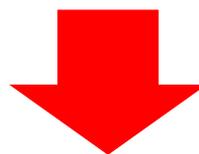
ポイント
通所介護計画に基づいて通所介護を提供するにあたり、効果的な機能訓練や必要な援助を行うため、上の項目を把握しておくことが望ましい。

主な指摘事項（４）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成②

【指導での指摘事項】

居宅サービス計画に沿って、（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画を作成していなかった。



居宅サービス計画に沿った（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成及びサービス提供を行っていますか。

主な指商事項（４）（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成②

居宅サービス計画第2表（マスタープラン）（抜粋）

地域密着型通所介護計画（アクションプラン） ※一部のみ

目標		援助内容						
短期目標	期間	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期	
.1~.30	R7.10.1~R8.3.31	近隣(500m)で開催しているサロンへ参加している。	自主的に体操を行う	○	地域密着型通所介護	A事業所	毎日	R7 R8
		送迎の提供 体調管理の実施 リハビリの実施 お仲間との交流 支援		○	地域密着型通所介護	A事業所	週2回	R7 R8
.1~.30	R7.10.1~R8.3.31	栄養バランスの良い食事を摂取する。お薬の飲み方に注意する。	診察・症状管理		医療機関	B 医院	月1回	R7 R8
		サービス内容 ①送迎 ②体調管理の維持 ③リハビリの実施 ④交流 ⑤服薬介助 ⑥昼食・おやつ						
		昼食・おやつ提供、持参薬の服薬介助を行う。		○	地域密着型通所介護	A事業所	週2回	R7 R8
		必要時の相談を受け対応する		○	居宅介護支援	C居宅介護支援事業所	必要時	R7 R8

サービス内容
①送迎
②体調管理の維持
③リハビリの実施
④交流 ⑤服薬介助
⑥昼食・おやつ



利用目標				
長期目標	設定日	達成予定日	内容	目標達成度
	R7.12.1	R8.10.31	・友人達と食事に行く。 ・地域のサロンへ参加する。 ・薬等の飲み忘れをせず病状を安定させる。	達成・一部・未達
	R7.12.1	R6.5.31	・300m先のスーパーへ買い物に行く。 ・自宅回りの散歩をする。(15分~30分程度) ・散歩時近隣の人達と会話で交流を図る。	達成・一部・未達
サービス提供内容				
目的とケアの提供方針・内容	評価			迎え(有・無)
	実施	達成	効果・満足度など	
R7年12月1日~令和8年5月31日 ①送迎(ドアtoドア。移動時、乗車・降車時、安全に留意し介助する。)	実施一部 未実施	達成一部 未達		プログラム(一日の流れ)
R7年12月1日~R8年5月31日 ②バイタルチェック(血圧測定や体調確認し心身状態を把握する。)	実施一部 未実施	達成一部 未達		予定時間
R7年12月1日~R8年5月31日 ③集団指導(体力・筋力強化の為のバランス・歩行・筋力アップ体操を行う。※反り返りに注意する。)	実施一部 未実施	達成一部 未達		サービス内容
R7年12月1日~R8年5月31日 ④昼食・おやつ・服薬介助(食事、おやつ時等誤嚥に留意。食後、預かり薬を手渡し服薬を確認する)	実施一部 未実施	達成一部 未達		9時30分 10時00分
R7年12月1日~R8年5月31日 ⑤レクリエーション(ゲーム・脳トレ等でお仲間とお喋りなどで交流を図り楽しく過ごす支援を行う。)	実施一部 未実施	達成一部 未達		10時30分 12時00分 13時30分 15時00分 15時30分 15時45分
				迎え サービス開始 バイタルチェック
				集団体操 昼食 服薬介助
				レクリエーション おやつ
				サービス終了 送り
				送り(有・無)
				週2回(月・金)

主な指摘事項（４）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成②

具体的な指摘としては、

居宅サービス計画に「服薬介助」が位置付いていたが、通所介護計画に位置付いていなかった。

居宅サービス計画に「入浴介助」が位置付いていないが、「入浴介助」を提供していた。

ポイント

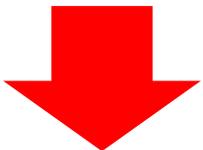
- ・通所介護計画の内容及び提供する通所介護サービスが、必ず居宅サービス計画に基づいていること。
- ・居宅サービス計画に位置付けられたサービス内容を基に、より具体的なサービス内容を通所介護計画に位置付けること。

主な指摘事項（5）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成③

【指導での指摘事項】

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行っていなかった。



実施状況や評価について説明を行っていますか。

主な指摘事項（５）

（地域密着型・認知症対応型）通所介護計画の作成③

通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

参照：杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月5日杉並区条例第4号）
第59条の10、第71条

通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

参照：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）

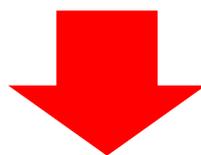


サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、実施状況や評価について利用者又は家族に説明をする

主な指摘事項（6）サービスの提供の記録

【指導での指摘事項】

サービス提供の記録に、提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況等必要な事項を記録していなかった。



サービス提供をした際、具体的なサービスの内容等を記録していますか。

主な指摘事項（6）サービスの提供の記録

サービス提供記録は、**介護報酬算定の根拠**となる非常に重要な役割を果たします。

区条例では、**当該サービスの提供日、内容（食事の提供、入浴、機能訓練、レクリエーション等の実施内容や、送迎の有無等）、利用者の心身状況などを記録すること**と規定されています。

記録が確認できない場合、介護報酬の返還が必要となる場合があります。

参照：杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月5日杉並区条例第4号） 第59条の20（第20条準用）、第80条（第20条準用）

注意事項

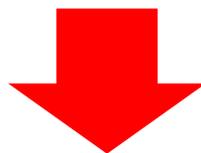
- ① サービス提供記録は、利用者からの申出があった際、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。求めがあった際に、すみやかに開示できる体制を整えておく必要があります。
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、「完結の日」から2年間保存の義務があります。「完結の日」とは契約終了によりサービス提供が終了した日を指します。

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

【指導での指摘事項】

個別機能訓練加算の要件を満たしていなかった。

- ・ 機能訓練指導員を配置していない日があった。
- ・ 3月に1回以上、利用者の居宅を訪問していなかった。



個別機能訓練加算の要件を確認していますか。

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

個別機能訓練加算 **(I)** **イ** ※地域密着型通所介護
個別機能訓練加算 ※認知症対応型通所介護

要件は大きく分けて4つあります。もれのないように注意してください。

1. 人員配置

機能訓練指導員を1名以上配置すること。
※認知症対応型通所介護は1日120分以上配置

2. 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

利用者ごとに目標を設定し、それに基づく個別機能訓練計画を機能訓練指導員等が共同して作成すること。

3. 個別機能訓練の実施体制・実施回数

類似の目標、同様の訓練項目を選択した小集団（5人以下）に対して、機能訓練指導員が直接行うこと。概ね週に1回以上実施すること。

4. 個別機能訓練実施後の対応

3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認。利用者又は家族に進捗状況の説明、計画の見直しを行うこと。

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

【個別機能訓練加算（I）イを算定する際の人員配置】 ※地域密着型通所介護

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

（参照）指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） 第二の3の2（13）

【個別機能訓練加算を算定する際の人員配置】 ※認知症対応型通所介護

個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。（以下省略）

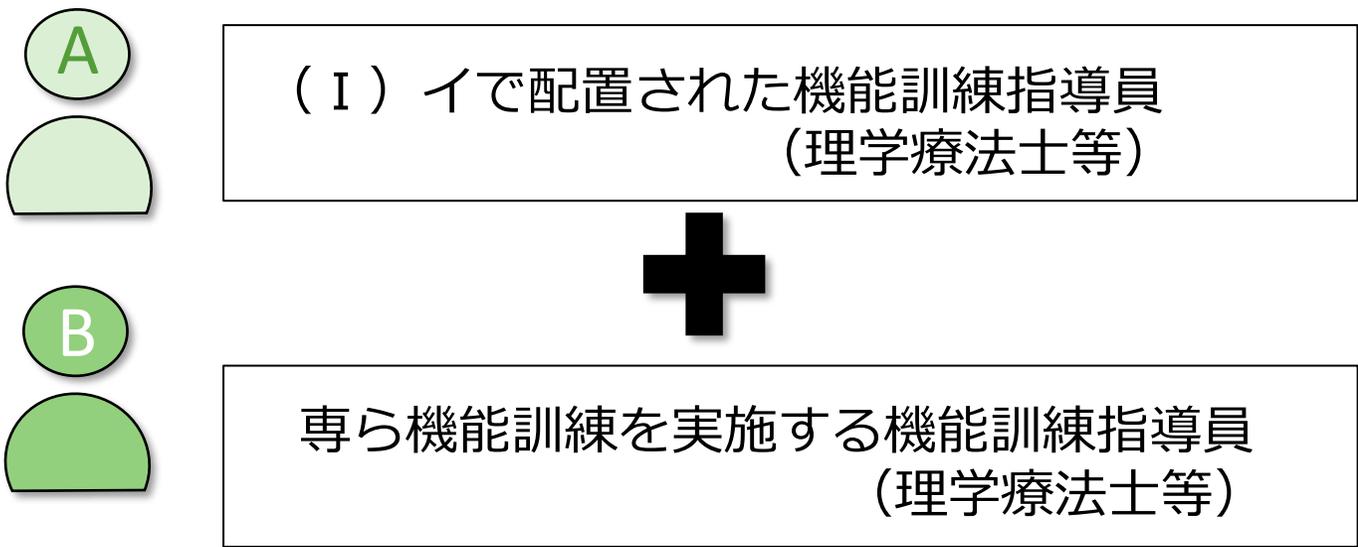
（参照）指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） 第二の4（9）

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

※地域密着型通所介護に限ります。

個別機能訓練加算（I）□について

1. 人員配置



この両名が配置されている時間に、直接訓練の提供を受けた利用者が、算定可能。

「1.人員配置」以外の要件である、「2.個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成」、「3.個別機能訓練の実施体制・実施回数」、「4.個別機能訓練実施後の対応」は、個別機能訓練加算（I）イと同じです。

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

※地域密着型通所介護に限ります。

【個別機能訓練加算（I）口を算定する際の人員配置】

（I）イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、（I）イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに（I）口の要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

（参照）指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） 第二の3の2（13）

主な指摘事項（7）個別機能訓練加算

注意事項

個別機能訓練加算は、個別の計画作成等のプロセスを評価するものです。具体的なサービスの流れとしては、「①居宅訪問により居宅での環境を確認。②利用者毎にアセスメントを行い、目標を設定。③多職種が共同して計画を作成。④機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練を提供。3月に1回以上、利用者の居宅を訪問・進捗状況の説明。⑤その結果を評価。」となります。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画しましょう。

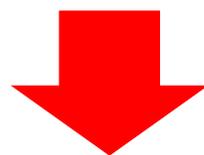
1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものです。訓練内容を踏まえたうえで訓練時間を適正に設定し、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくありません。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更しましょう。

参照「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和3年3月26日）」Q65

主な指摘事項（8）口腔機能向上加算

【指導での指摘事項】

算定要件の対象者に該当しない利用者に対して、口腔機能向上加算を算定していた。



加算を算定する場合は利用者ごとに要件に該当しているか確認していますか。

主な指摘事項（8）口腔機能向上加算

- 加算の算定は、**利用者ごと**に要件に該当する者（対象者）であるか必ず確認してください。
- 対象者であることの確認について、**判断に至った明確な根拠資料**を残してください。

口腔機能向上加算を算定できる利用者は次のイから八までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者となります。



認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者



基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）・（14）・（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者



その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

主な指摘事項（8）口腔機能向上加算

「その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」に該当すると判断する場合は、①～④に該当することがわかるよう記録してください。**特に、③・④の対象者**については**判断に至った経緯（誰が、いつ、判断した理由）**を詳細に記載してください。

「その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」

① 認定調査票の特記事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、**口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断された者**

② 主治医意見書の摂食、嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、**口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断された者**

③ 視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者

④ 医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により**口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等**

（参照）「口腔機能向上マニュアル」
確定版（平成21年3月）

（参照）指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号） 第二の3の2（20）

(参考)

個別機能訓練加算・口腔機能向上加算

「個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」

「口腔機能向上加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について」

事務処理手順や標準様式が示されているので、加算取得の際は確認してください。

「介護保険最新情報 Vol.1217（令和6年3月15日）より表紙抜粋」

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
←厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容
リハビリテーション・個別機能訓練、
栄養、口腔の実施及び一体的取組につ
いて
計95枚（本紙を除く）

Vol.1217

令和6年3月15日

厚生労働省老健局老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしく願います。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内3938)
FAX : 03-3595-4010

その他の指摘事項

項目	指摘事項
運営規程	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めていなかった。
定員の遵守	利用定員を超えてサービスを提供している日があった。
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会を、おおむね6月に1回以上開催していなかった。
	従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していなかった。
地域との連携等	おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催していなかった。
受給資格等の確認	利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認していなかった。
業務継続計画の策定等	従業者に対する必要な研修や訓練を定期的に実施していなかった。
通所介護計画	具体的なサービスの内容等の記載が不十分だった。
秘密保持等	管理者および一部の従業員について、秘密保持に関して必要な措置を講じていなかった。
	個人情報利用同意について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていなかった。
登録事項の変更の届出	省令で定める事項（運営規程、レイアウト等）に変更があった時、区長に届け出ていなかった。

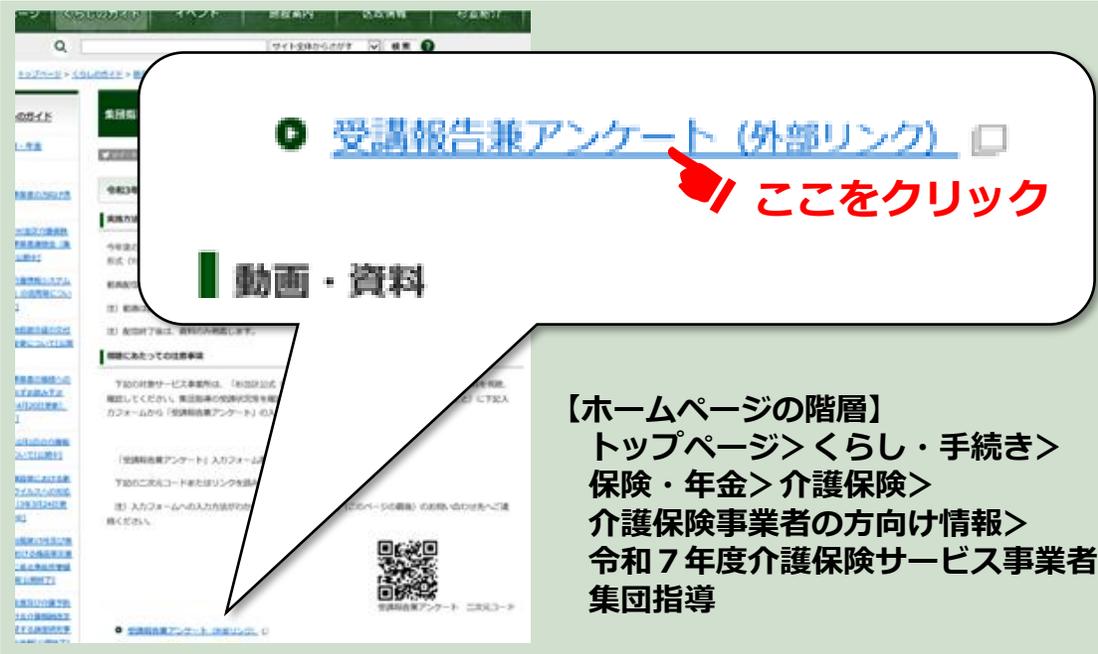
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>暮らし・手続き>
保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和7年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

入力期限：3月31日（火）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区